



団体交渉で確認した事項、あなたが働く現場で守られていますか！？

TAKAO STATION MAIL NEWS

JR東日本輸送サービス労働組合 八王子地本 Vol. 011
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-HACHIOJI 2022.04.18



**見習いもなく、新たな作業ダイヤに従事できない！
適切な教育・見習い期間を求める！**

3月25日の勤務発表において、これまで働いたことのないダイヤ(輸送B)に見習いを行わず勤務指定されていることが発覚しました。
勤務指定された社員は「**不安なため見習い期間が欲しい**」ことを主張してきましたが、勤務作成者からは「**自分が見習いなく業務できると判断した**」と耳を疑うような発言がされ、また管理者からは「**施策だから**」と働く社員の精神的不安について考慮に入れない実態が明らかになりました。



しかし、申20号「**現業機関における柔軟な働き方の実現に向けた営業統括センターの設置**」に関する申し入れにおいて「**3, 他系統の業務を担う場合には不安なく業務を行えるように必要な教育・訓練を行うこと。また勤務指定する場合には見習い期間における本人の習熟度を十分配慮するとともに各職場の特情から一定期間他系統業務から離れた場合は再度教育を行なうこと。**」に対して、「**これまでの硬直的な仕事の垣根を超えて柔軟な働き方を実現していくために、系統や事業分野を超えた業務を行うことになる。また、必要な教育・訓練は実施していく考えである。**」と会社は回答しています。
また、交渉において「**安全・サービスレベルを低下させないよう、また本人の不安解消のためフォローを行う**」とも回答しています。

STOP! 泣き寝入り!

現場長へ見習いもなく一本で新たな作業ダイヤに入れられる社員の現状を訴え、本人と管理者で議論した結果、**4月に入っていた勤務は変更となり、5月から見習いとなることになりました!**

作業ダイヤに入らない、と言っているのではなく、「**安全に業務を執行するためにしっかりと見習いを行いたい。不安を感じながら業務を行うことになることから、教育を行ってほしい**」と訴えているだけです。

団体交渉で確認した事項が守られているか、現場で目を光らせなくてはなりません。

今回は働く側の主張が受け入れられ、見習いを行うことになりましたが、「**施策だから**」などという発言を管理者がしてしまうようでは、今後も同種同様の問題は発生しかねません。

「おやっ?」と思ったら是非輸送サービス労組高尾駅分会までご意見を!

「見習いもなく、新たな作業ダイヤに従事できない」
「不安なため見習い期間が欲しい」と申し出るも
管理者からは「**施策だから**」と一蹴

- ・あなたが新しい担務に就く時、見習いの期間は十分に設けられていますか？
- ・ただ提示された「作業ダイヤを覚えるだけ」になってはいませんか？
- ・その教育と訓練内容だけで、あなたは不安を感じずに業務が出来ますか？

**輸送サービス労組は弱い立場の人の味方です！
一人で苦しまず、お気軽にご相談ください！**